

皆さんこんにちは。公認会計士／税理士の西谷俊広です。今回は新規開業者向けに、所得税の税金計算の基本と個人事業主のお金の流れについてお話しします。

雇用されている間は雇い主から給料をもらいます。その給料は源泉所得税や社会保険料、住民税が天引きされた後の金額です。年末には雇い主に生命保険の控除証明書や扶養控除申告書を提出して年末調整をして

もらい、税金の還付を受け取ります。

開業して人を雇うようになると立場は逆になります。残業手当など、従業員の毎月の給料計算をはじめ、源泉所得税や社会保険料を計算し、税務署などの役所に納付して年末調整もしなければなりません。これらは事業主としての義務です。

自分の所得についても自分で計算し、期日までに税務署に税額を申告しなければなりません。これが確定申告です。毎年1月1日から12月31日までの所得を計算して税額を算出し、翌年3月15日までに税金を計算した書類を税務署に提出します(被雇用者の時も、医療費控除や寄付金控除など年末調整の対象外のものは自

分で確定申告する)。これとは別に、算出した税額の納付も自身で行います

所得計算をするには収入と支出が分からなければなりません。よって、収入や支出の集計のため、日々帳面をつける必要があります。集計で差額の事業所得を算出し、不動産所得など他の所得と合計して合計所得金額を計算します。そこから基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、医療費控除などの所得控除を差し引いたのが課税所得で、これに税率を乗じると所得税が算出されます。税率は5%から45%の累進税率で、これに住民税が

10%加わります。

よく誤解がありますが、確かに現金の「収入」と「支出」なのですが、借金が収入(売上)にならないのと同じで、借金返済は必要経費になりません。但し、利息は必要経費となります。また、所得計算の上では入金されてい

【今月のテーマ】

税金計算の基本

ない段階でも必要経費になるものがあります。所得と収支は一致しないのが普通なので、一般にドクターは高額所得者と言われますが、高額所得者とは、述べてきたところの合計所得金額が高い人と言えます。とはいえず、そのまま手元に残るわけではなく、税務署に支払う税金を差し引き、さらに毎月の借金の返済を差し引いた残りが実際の生活費となります。

西谷 俊広 (にしや としひろ) 筆者紹介



公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役(現任)。平成29年6月より、青森市監査委員に就任(現任)。

どのくらいのお金が動き、生活資金としてどのくらい残るかは、きちんと押さえおいたほうがよいでしょう。